

Press Release

平成 25 年 5 月 17 日
日本公認会計士協会

監査制度充実強化調査会の検討状況等について

- 1 . 日本公認会計士協会は、不適切な会計処理に係る企業不祥事への対応として、平成 24 年 1 月に「監査制度充実強化調査会」を設置し、次の項目に関して必要な検討を進めてきた。
 - (1) 企業統治と外部監査との関係の検討
 - (2) 不正・誤謬・違法行為発覚後の会計監査人としての対応手続の再点検
 - (3) 不正等に係る監査実務指針の再点検
 - (4) 公認会計士が鑑定評価業務等を依頼された場合の対応の検討
 - (5) 経済社会・資本市場における監査制度の意義・目的・あり方の確認と理解を求めめる方策の検討

- 2 . その後、1 年数か月が経過したが、各種委員会等において監査制度充実強化調査会の検討項目を踏まえ、その検討結果を発出する等の必要な対応を行ってきている。これまでの検討の成果は、別紙のとおりである。

- 3 . 今般、不適切な会計処理に係る第三者委員会に関して、調査報告書の質の向上に貢献するために、公認会計士のより積極的な関わりを中心とした対応を検討し、会長声明「不適切な会計処理に係る第三者委員会への対応について」を公表することとした。

当協会の会員に対して本会長声明を発出することによって、公認会計士を通して公認会計士以外の第三者委員会に関わる関係者の理解を深めるべく努力されることを期待したものである。

- 4 . 会長声明の骨子は、次頁のとおりである。

< 会長声明の骨子 >

第三者委員会に関わる公認会計士

1. 第三者委員会の構成員としての立場

第三者委員会の調査の目的は、あくまで不適切な会計処理に関する客観的な事実の確認、原因究明、再発防止策の策定にあることを認識し、当該目的に沿った対応が必要である。会計・監査の専門家である公認会計士としての監査経験を生かした貢献を期待する。

2. 第三者委員会の調査に監査人として協力する立場

第三者委員会の設置目的は、企業等不祥事の原因究明、再発防止策の策定にあることから、監査人としてもその趣旨に照らして、第三者委員会が事実関係を正確に把握するための必要な調査に対しては、調査対象となった不適切な会計処理に関する重要な論点は何かを明確に説明するなど、積極的に協力していく必要がある。

第三者委員会の運営及び調査報告書に関する考え方

1. 監査人へのヒアリング・コミュニケーションの在り方

第三者委員会の社会的認知が浸透している現在、その調査報告書の記載内容については、風評となり社会一般に正確に伝えられない可能性があることを懸念している。

コミュニケーションの不足によって、調査報告書に事実と異なる記載が行われる、又は、記載が不十分なために誤解されるといった事態を避けるために、監査人からも重要な論点を明確に説明するなど、第三者委員会と監査人との間で双方向のコミュニケーションが図られることが期待される。

調査報告書公表後に監査人から速やかに第三者委員会に対し意見申述又は異議申立てが行われたときは、第三者委員会はその事実を公表するなど公平性の観点から一定の実務的な対応をとることとする。

2. 第三者委員会調査報告書における監査人に対する責任追及

ガイドラインでは、「第三者委員会は、企業等において、不祥事が発生した場合において、調査を実施し、事実認定を行い、これを評価して原因を分析する。」、「第三者委員会は関係者の法的責任追及を直接の目的にする委員会ではない。関係者の法的責任追及を目的とする委員会とは別組織とすべき場合が多いであろう。」とされていることから、不適切な会計処理の原因究明が一義的な目的となると考える。

第三者委員会の設置権者に関する検討の必要性

第三者委員会の設置権者の論点は、企業側に検討を求めるべきものであるが、今般、第三者委員会への公認会計士の関わりについて取りまとめを行ったことから、関連論点として取り上げた。なお、本論点に係る対応策は、企業等不祥事が発生する前からの準備が重要であると考えており、監査等により企業に関わっている公認会計士がガバナンスの問題として企業に対し話題提供することを期待している。

社外取締役等の調査に関連し、第三者委員会の活用については社外取締役等を中心とした危機管理のための役割を検討し、企業等不祥事の発覚時における第三者委員会設置の判断、委員の人選等の権限を社外取締役等に付与する等、会社のルールとして制度的な準備をしておくなどの検討が必要ではないかと考える。

以上

各種委員会等における検討成果一覧

「「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見」(平成24年1月31日)
監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」(平成24年3月22日)
公益社団法人日本監査役協会との共同声明「企業統治の一層の充実に向けた対応について」(平成24年3月29日)
「不正に対応した監査の基準の考え方(案)に対する意見書」(平成24年10月18日)
「「監査における不正リスク対応基準(仮称)の設定及び監査基準の改訂について(公開草案)」に対する意見について」(平成25年1月25日)
「監査における不正リスク対応基準」対応のための一連の公開草案

- ・監査基準委員会報告書900「監査人の交代」(平成25年1月29日)
- ・監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書505「確認」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書600「グループ監査」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書910「中間監査」(平成25年2月28日)
- ・監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(平成25年3月29日)
- ・品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(平成25年3月29日)

公益社団法人日本監査役協会との共同声明「「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」の公表に伴う監査役等と監査人とのより一層の連携について」(平成25年4月1日)
法規委員会研究報告第14号「「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正について」(平成25年4月17日)
「「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意見」(平成25年4月26日)
「「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案に対する意見」(平成25年4月26日)
経営研究調査会からの公開草案(予定)「経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」の改正について」
監査・保証実務委員会からの公開草案(予定)「監査・保証実務委員会研究報告「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」

以上